特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険の資格管理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
大玉村は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大玉村長

公表日
平成30年8月8日

［平成30年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	被用者保険等の適用者以外の村民すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出生又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保険の向上に寄与する。 　保険給付の種類は保険事業によって異なり、疾病又は負傷に関しては療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、及び高額介護合算療養費の支給並びに出産に関しては出産育児一時金、死亡に関しては、葬祭費の支給を行う。
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名
国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに内閣府・総務省令第16条、第24条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠)： 番号法第19条7号、別表第二の第42、43項並びに内閣府・総務省令第25条、第25条の2 (別表第二における情報提供の根拠)： 番号法第19条7号、別表第二の第42項並びに内閣府・総務省令第25条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部　住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村総務部政策推進課情報広報係　TEL0243-24-8098

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒969-1392福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村役場住民福祉部住民生活課住民国保係　TEL0243-24-8090

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月7日	Ⅰ関連情報/5.評価実施機関における担当部署/②所属長	住民生活課長　鈴木健一	住民生活課長　安田春好	事後	人事異動による変更
平成28年6月7日	Ⅰ関連情報/3.個人番号の利用/法令上の根拠	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項、別表第一　第30の項 2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	番号法第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに内閣府・総務省令第16条、第24条	事後	
平成28年6月7日	Ⅰ関連情報/4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	1、番号法第19条7号、別表第二の1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,43,,58,62,80,87,93,97,106の項 2、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条	（別表第二における情報照会の根拠）： 番号法第19条7号、別表第二の第42、44項並びに内閣府・総務省令第25条、第26条 （別表第二における情報提供の根拠）： 番号法第19条7号、別表第二の第42項並びに内閣府・総務省令第25条	事後	
平成29年6月12日	Ⅰ関連情報/4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠）： 番号法第19条7号、別表第二の第42、44項並びに内閣府・総務省令第25条、第26条 （別表第二における情報提供の根拠）： 番号法第19条7号、別表第二の第42項並びに内閣府・総務省令第25条	（別表第二における情報照会の根拠）： 番号法第19条7号、別表第二の第42、43項並びに内閣府・総務省令第25条、第25条の2 （別表第二における情報提供の根拠）： 番号法第19条7号、別表第二の第42項並びに内閣府・総務省令第25条	事後	
平成30年7月31日	Ⅰ関連情報/5.評価実施機関における担当部署/②所属長の役職名	住民生活課長　安田春好	住民生活課長	事後	
平成30年7月31日	Ⅰ関連情報/7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求/請求先	大玉村総務部総務課情報統計係　TEL0243-24-8135	大玉村総務部政策推進課情報広報係　TEL 0243-24-8098	事後	
平成30年7月31日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数　評価対象の事務の対象者は何人か　いつの時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成30年4月１日　時点	事後	
平成30年7月31日	Ⅱしきい値判断項目２. 取扱者数　特定個人情報ファイル取扱者数は501人以上か　いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成30年4月１日　時点	事後	